こ 支 虐 第 5 7 号 令和 7 年 2 月 2 6 日

各実施団体の長

こども家庭庁長官

令和6年度見守り体制強化促進のための広報啓発事業の国庫補助について

標記補助金の交付については、別紙「見守り体制強化促進のための広報啓発事業 費補助金交付要綱」により行うこととされ、令和7年2月26日から適用すること とされたので通知する。

別紙

令和6年度見守り体制強化促進のための広報啓発事業費補助金交付要綱

(通則)

1 令和6年度見守り体制強化促進のための広報啓発事業費補助金(以下「補助金」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則(令和5年内閣府令第41号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2 この補助金は、要支援児童等を対象に養育環境の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を行い、地域における見守りの担い手となっている NPO 法人等に対して、広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体(以下「広域ネットワーク団体」という。)が、ネットワークの中での好事例を集約・周知することで地域の見守り体制強化の促進に寄与することを目的とする。

(交付の対象)

3 この補助金は、令和6年8月20日こ支虐第344号こども家庭庁支援局長通知の別紙「令和6年度守り体制強化促進のための広報啓発事業実施要綱」に基づき、別途公募により選定された広域ネットワーク団体の行う事業(以下「事業」という。)を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) (1) により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1 種目	2 基準額	3 対象経費
見守り体制強	こども家庭庁長	見守り体制強化促進のための広報啓発事業を行うため
化促進のため	官が必要と認め	に必要な報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、報償
の広報啓発事	た額	費(諸謝金)、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印
業		刷製本費、会議費、光熱水費)、役務費(通信運搬
		費、広告料、保険料、手数料)、委託料、使用料及び
		賃借料

(交付の条件)

- 5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - (1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかにこども家庭庁長官に報告してその指示を受けなければならない。

 - (5) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、別紙様式3により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までにこども家庭庁長官に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

(6) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(申請手続)

6 この補助金の交付の申請は、別紙様式1による申請書を令和7年3月末日まで にこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申 請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い、別に定める日までに行うもの とする。

(交付決定までの標準的期間)

8 こども家庭庁長官は、6又は7に定める申請書が到達した日から起算して、原則として1か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

9 こども家庭庁長官は、原則として支払うべき額が確定した後、実施団体が提出 する精算払請求書に基づいて支払を行う。この場合において、こども家庭庁長官 は、実施団体から適法な精算払請求書を受理してから速やかにこれをしなければ ならない。

ただし、実施団体が概算払により支払を要望する場合は、こども家庭庁長官は 実施団体の資力、委託事業の内容及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ない と認めた場合には、これを財務大臣に協議し、承認が得られた場合には概算払を することができる。

(実績報告)

10 この補助金の事業実績報告は、事業の完了の日から起算して1か月を経過した 日(5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を 受理した日から起算して1か月を経過した日)又は令和7年4月10日のいずれ か早い日までに別紙様式2による報告書をこども家庭庁長官に提出して行わなけ ればならない。

(補助金の返還)

11 こども家庭庁長官は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分に

ついて国庫に返還することを命ずる。

(その他)

12 特別の事情により 4、6、7及び 10 に定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別紙様式1

番 号 年 月 日

こども家庭庁長官 殿

実施団体の長

令和6年度見守り体制強化促進のための広報啓発事業費補助金の(変更) 交付申請について

標記について、下記により交付されるよう関係書類を添えて申請する。

記

1 補助金申請額 金 円

2 添付書類

(1) 補助金所要額調書様式 1(2) 所要額明細書様式 2(3) 事業実施計画書様式 3

(4) 歳入歳出予算(見込)書抄本 (注)予算(見込)書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること

(5) その他(事業内容について参考となる資料)

3 変更申請の場合は、1にかかわらず次のとおりとする。

			補	助 金	所 雾	額	調書			
種目	総事業費	寄附金その他収入額	差引額 (A)-(B)	対象経費の 支出予定額	基準額	選定額 (D)と(E) を比較して	国庫補助 所要額 (C) と(F)を	国庫補助金交付決定額	差引追加交付 (一部取消) 申 請 額	備考
						少ない方の額	比較して		(G) - (H)	
							少ない方の額			
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	
	円	Ħ	Ħ	Ħ	Ħ	Ħ	Ħ	Ħ	Ħ	
見守り体制										
強化促進の										
ための広報										
啓発事業費										
補助金										

※(H)欄及び(I)欄については、交付要綱の7による変更交付申請手続の他は斜線を引くこと。

[※]基準額は内示額を記載すること。

所要額明細書

	衽	п		士山子学姫	
	種	目		支出予定額	備
目字	り体制	盆ル石	進の		
	の広報				
報	マノバムギベ	合光手	r来 酬	円	
給			料料		
職	員	手	当		
共	月消		費		
賃	1/=		金		
報	償	÷	費		
諸	護		金		
旅	BA	•	費		
需	月]	費		
消	耗	н	費		
食	糧		費		
印	刷象	以 本	費		
会	議		費		
光	熱	水	費		
役	務		費		
通	信道	톤 搬	費		
広	告		料		
保	険		料		
手	数		料		
委	託	1	料		
使是	用料及	び賃借	掛		

事業実施計画書

令和6年度見守り体制強化促進のための広報啓発事業

事	業	計	画

別紙様式2

番 号 年 月 日

こども家庭庁長官 殿

実施団体の長

令和6年度見守り体制強化促進のための広報啓発事業費補助金の 事業実績報告について

令和 年 月 日こ支虐第 号で交付決定を受けた令和6年度見守り体制 強化促進のための広報啓発事業費補助金に係る事業実績報告について、下記の関係 書類を添えて報告する。

記

添付書類

1 補助金精算書 様式1

2 支出額明細書 様式2

3 事業実施状況報告書 様式3

4 歳入歳出決算(見込)書抄本

(注)決算(見込)書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること

補 助 金 精 算 書

							選定額	国庫補助				
			寄附金	差引額	対象経費の		(D)と(E)を	所要額	交付		差引	
種	目	総事業費	その他	(A) - (B)	実支出額	基準額	比較して	(C)と(F)を	決定額	受入済額	△過不足額	備考
			収入額				少ない方の額	比較して			(I)-(G)	
								少ない方の額				
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	
		Ħ	Ħ	Ħ	Ħ	円	P	P	P	円	Ħ	
見守	り体											
制強												
進の												
の広	報啓											
発事	業費											
補助金	È											

※基準額は内示額を記載すること。

支 出 額 明 細 書

	種	目		支出済額		備	考
	1 至	— Н		人田田城		νm	77
見守	り体制	強化促	進の				
	の広報						
	'Vノ/ATK/	台"无手		ш			
報			酬	円			
給	ы	—	料业				
職	員	手	当 #				
共	済		費				
賃			金				
報	償	•	費				
諸	諍	†	金				
旅			費				
需	用]	費				
消	耗		費				
食	糧	1	費				
印	刷製	本	費				
会	議		費				
光	熱	水	費				
役	務		費				
通	信 運	重 搬	費				
広	告		料				
保	険		料				
手	数		料				
委	託		料				
	用料及で						
		~ \ 1E					
					1		

事業実施状況報告書

令和6年度見守り体制強化促進のための広報啓発事業

1. 1. 2. 1. 2. 2. 2. 2. 1. 1. 1. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2.	事	業	++	施	状	況

※事業実施の成果物について、電子媒体で併せてご提出ください。

番 号

年 月 日

こども家庭庁長官 殿

実施団体の長

令和6年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日こ支虐第 号により交付決定があった令和6年度見守り体制強化促進のための広報啓発事業費補助金について、交付要綱5の(5)の規定に基づき下記のとおり報告する。

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第 15条に基づく確定額又は事業実績報告による精算額

金

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入 控除税額(要国庫補助金等返還相当額)

金

3 添付書類

記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。